

令和5年度5月補正予算案等の概要

I 補正予算案について

国の「物価高克服に向けた追加策」に対応し、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者等に速やかな支援を行うため、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出補正予算案の概要

(1) 会計別予算額

(単位:億円、%)

会計別	当初予算額	5月補正予算額	5月現計予算額	(参考) 5年度5現/ 4年度5現
一般会計	22,616.61	167.47	22,784.08	97.2
特別会計	22,559.66	—	22,559.66	106.6
企業会計	1,638.85	—	1,638.85	104.1
計	46,815.12	167.47	46,982.59	101.7

(2) 一般会計の財源内訳

(単位:億円)

款別	当初予算額	5月補正予算額	5月現計予算額
県税	13,325.84	0.68	13,326.52
国庫支出金	3,389.39	166.78 [※]	3,556.17
その他	5,901.37	0.00	5,901.37
計	22,616.61	167.47	22,784.08

※ 国庫支出金は、全て新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

(注) 計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 補正予算案の内容

(1) 生活者支援 (86 億 9,987 万円)

事業名及び事業概要		補正予算額					
(新)	①県内消費喚起対策事業費 (かながわ P a y) 物価高騰が続く中、消費者の負担を軽減するとともに購買意欲を喚起し、県内事業者を支援するため、キャッシュレス決済時のポイント還元を追加で措置する。 ※令和4年度2月補正予算(その2)で計上した予算と合わせ、かながわ P a y 第3弾(今後開始予定)として、総額100億円規模で実施	52億円					
	②LPガス料金の高騰に対する支援【上半期分】 LPガス料金の高騰による一般消費者等の負担を軽減するため、LPガス販売事業者が実施する利用料金の値引き等に対して支援金を支給する。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">支援金支給先(支援対象者)</th> <th style="width: 50%;">支援額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LPガス販売事業者(一般消費者等)</td> <td style="text-align: center;">2,280円/契約※</td> </tr> </tbody> </table> ※ 月380円×6か月分	支援金支給先(支援対象者)	支援額	LPガス販売事業者(一般消費者等)	2,280円/契約※	34億6,688万円	
	支援金支給先(支援対象者)	支援額					
LPガス販売事業者(一般消費者等)	2,280円/契約※						
③学校給食等物価高騰対応費補助【通年分】 栄養バランスや量を保った学校給食等を維持するため、県立特別支援学校の給食費及び寄宿舍食費の物価高騰分を補助する。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">補助対象経費</th> <th style="width: 50%;">補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 給食費</td> <td style="text-align: center;">38円/1食</td> </tr> <tr> <td>イ 寄宿舍食費</td> <td style="text-align: center;">41円/1食</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費	補助額	ア 給食費	38円/1食	イ 寄宿舍食費	41円/1食	3,299万円
補助対象経費	補助額						
ア 給食費	38円/1食						
イ 寄宿舍食費	41円/1食						
合 計		86億9,987万円					

(2) 事業者支援 (80 億 4,713 万円) ※エ②の再掲は除く

ア 医療、福祉、学校に対する支援

事業名及び事業概要		補正予算額								
(一部新)	①医療機関等の光熱費等に対する支援【上半期分】 電気代・ガス代等の高騰による医療機関等の負担を軽減するため、支援金を支給する。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">支援対象者</th> <th style="width: 50%;">支援額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院(特別高圧受電者)</td> <td style="text-align: center;">1.9万円/床</td> </tr> <tr> <td>病院、有床診療所</td> <td style="text-align: center;">1.7万円/床</td> </tr> <tr> <td>無床診療所、歯科診療所、薬局、助産所、 施術所(あん摩・針・きゅう、柔道整復)、 歯科技工所</td> <td style="text-align: center;">3万円/施設</td> </tr> </tbody> </table> ※ 医療保険適用の施設等に限る。	支援対象者	支援額	病院(特別高圧受電者)	1.9万円/床	病院、有床診療所	1.7万円/床	無床診療所、歯科診療所、薬局、助産所、 施術所(あん摩・針・きゅう、柔道整復)、 歯科技工所	3万円/施設	21億 413万円
支援対象者	支援額									
病院(特別高圧受電者)	1.9万円/床									
病院、有床診療所	1.7万円/床									
無床診療所、歯科診療所、薬局、助産所、 施術所(あん摩・針・きゅう、柔道整復)、 歯科技工所	3万円/施設									

事業名及び事業概要		補正予算額												
<p>②福祉施設等の光熱費等に対する支援【上半期分】 電気代・ガス代等の高騰による福祉施設等の負担を軽減するため、支援金を支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援対象者</th> <th>支援額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者施設等、障害福祉施設等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 入所施設</td> <td>ア 1.4万円/名(定員あたり)</td> </tr> <tr> <td>イ 通所系事業所</td> <td>イ (介護サービス事業所) 大規模 10万円/事業所 小規模 6万円/事業所 (障害福祉サービス事業所) 6万円/事業所</td> </tr> <tr> <td>ウ 訪問系事業所</td> <td>ウ 4万円/事業所</td> </tr> <tr> <td>児童養護施設等、救護施設等</td> <td>1.4万円/名(定員あたり)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 政令市・中核市分は市に対する補助</p>		支援対象者	支援額	高齢者施設等、障害福祉施設等		ア 入所施設	ア 1.4万円/名(定員あたり)	イ 通所系事業所	イ (介護サービス事業所) 大規模 10万円/事業所 小規模 6万円/事業所 (障害福祉サービス事業所) 6万円/事業所	ウ 訪問系事業所	ウ 4万円/事業所	児童養護施設等、救護施設等	1.4万円/名(定員あたり)	29億9,055万円
支援対象者	支援額													
高齢者施設等、障害福祉施設等														
ア 入所施設	ア 1.4万円/名(定員あたり)													
イ 通所系事業所	イ (介護サービス事業所) 大規模 10万円/事業所 小規模 6万円/事業所 (障害福祉サービス事業所) 6万円/事業所													
ウ 訪問系事業所	ウ 4万円/事業所													
児童養護施設等、救護施設等	1.4万円/名(定員あたり)													
<p>③私立学校の光熱費等に対する支援【上半期分】 電気代・ガス代等の高騰による私立学校の負担を軽減するため、支援金を支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援対象者</th> <th>支援額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 小中高特[※]</td> <td>ア 7万円~106万円/校</td> </tr> <tr> <td>イ 幼稚園(私学助成園)</td> <td>イ 6万円/園</td> </tr> <tr> <td>ウ 専修学校</td> <td>ウ 11万円/校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>アのうち、給食実施校 給食実施加算 33円/1食</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 小中高特：小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校</p>		支援対象者	支援額	ア 小中高特 [※]	ア 7万円~106万円/校	イ 幼稚園(私学助成園)	イ 6万円/園	ウ 専修学校	ウ 11万円/校		アのうち、給食実施校 給食実施加算 33円/1食	8,717万円		
支援対象者	支援額													
ア 小中高特 [※]	ア 7万円~106万円/校													
イ 幼稚園(私学助成園)	イ 6万円/園													
ウ 専修学校	ウ 11万円/校													
	アのうち、給食実施校 給食実施加算 33円/1食													
<p>④生活困窮者支援団体等の光熱費等に対する支援【上半期分】 電気代・ガス代等の高騰による生活困窮者支援団体等の負担を軽減するため、支援金を支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援対象者</th> <th>支援額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活困窮者支援団体、困難を抱える女性を支援する団体、ひきこもり等支援団体、高齢者団体等</td> <td>4万円/団体</td> </tr> </tbody> </table>		支援対象者	支援額	生活困窮者支援団体、困難を抱える女性を支援する団体、ひきこもり等支援団体、高齢者団体等	4万円/団体	4,496万円								
支援対象者	支援額													
生活困窮者支援団体、困難を抱える女性を支援する団体、ひきこもり等支援団体、高齢者団体等	4万円/団体													
合 計		52億2,682万円												

イ 生活衛生関係業者に対する支援

事業名及び事業概要		補正予算額				
<p>①一般公衆浴場の燃料費等に対する補助【上半期分】 物価高騰の影響を大きく受けている一般公衆浴場の燃料費及び電気代の負担増に対して補助する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料費及び電気代の高騰分</td> <td>1 / 2</td> </tr> </tbody> </table>		補助対象経費	補助率	燃料費及び電気代の高騰分	1 / 2	4,725万円
補助対象経費	補助率					
燃料費及び電気代の高騰分	1 / 2					
<p>②生活衛生関係業者の省エネ機器等導入に対する補助 物価高騰の影響を大きく受けている公衆浴場業、クリーニング業、理容業、美容業を営む者が行う省エネ機器等の導入に対して補助する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省エネ機器等の導入費用</td> <td>1 / 2</td> </tr> </tbody> </table>		補助対象経費	補助率	省エネ機器等の導入費用	1 / 2	1億1,940万円
補助対象経費	補助率					
省エネ機器等の導入費用	1 / 2					
合 計		1億6,666万円				

ウ 農林水産業者に対する支援

事業名及び事業概要		補正予算額				
<p>①施設園芸農家の燃料費等に対する補助 国の施設園芸セーフティネット構築事業への加入を促進するため、セーフティネット加入者の燃料費の負担増に対して支援するとともに、省エネ資材等の購入に対して補助する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料費に係るセーフティネット補填金（自己負担相当分）、省エネ資材等の購入費用</td> <td>1 / 2</td> </tr> </tbody> </table>		補助対象経費	補助率	燃料費に係るセーフティネット補填金（自己負担相当分）、省エネ資材等の購入費用	1 / 2	4,720万円
補助対象経費	補助率					
燃料費に係るセーフティネット補填金（自己負担相当分）、省エネ資材等の購入費用	1 / 2					
<p>②畜産農家の飼料購入に対する補助【上半期分】 飼料価格の高騰による畜産農家の負担を軽減するため、畜産農家の飼料購入費の負担増に対して補助する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配合飼料及び輸入乾牧草の価格高騰分</td> <td>1 / 2</td> </tr> </tbody> </table>		補助対象経費	補助率	配合飼料及び輸入乾牧草の価格高騰分	1 / 2	4億1,078万円
補助対象経費	補助率					
配合飼料及び輸入乾牧草の価格高騰分	1 / 2					
<p>③と畜場の燃料費に対する補助【上半期分】 県内で飼育する豚の5割以上を出荷している神奈川食肉センターにおける光熱費の負担増に対して補助する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気代及びガス代の高騰分</td> <td>1 / 2</td> </tr> </tbody> </table>		補助対象経費	補助率	電気代及びガス代の高騰分	1 / 2	620万円
補助対象経費	補助率					
電気代及びガス代の高騰分	1 / 2					

事業名及び事業概要		補正予算額		
④	きのこ生産者の燃料費等に対する補助 きのこ生産者の燃料費の負担増や省エネ機器等の導入に対して補助する。	506万円		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料費の高騰分（上半期分）、省エネ機器等導入費用</td> <td>1 / 2</td> </tr> </tbody> </table>		補助対象経費	補助率
補助対象経費	補助率			
燃料費の高騰分（上半期分）、省エネ機器等導入費用	1 / 2			
⑤	漁業協同組合等の電気代に対する補助【上半期分】 出荷施設等を運営している漁業協同組合等や、放流用稚魚等を生産している（公財）神奈川県栽培漁業協会の電気代の負担増に対して補助する。	134万円		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気代の高騰分</td> <td>1 / 2</td> </tr> </tbody> </table>		補助対象経費	補助率
補助対象経費	補助率			
電気代の高騰分	1 / 2			
合 計		4億7,059万円		

エ 中小企業等に対する支援

事業名及び事業概要		補正予算額		
①	中小製造業等特別高圧受電者支援事業費【上半期分】 特別高圧で受電する県内中小企業のうち、電気代高騰の影響を特に強く受けている製造業及び倉庫業の負担を軽減するため、支援金を支給する。	21億8,304万円		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支援対象者</th> <th>支援単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別高圧で受電する県内中小企業のうち、製造業者及び倉庫業者</td> <td>月 3.5 円/kWh（4～8月） 月 1.8 円/kWh（9月）</td> </tr> </tbody> </table>		支援対象者	支援単価
支援対象者	支援単価			
特別高圧で受電する県内中小企業のうち、製造業者及び倉庫業者	月 3.5 円/kWh（4～8月） 月 1.8 円/kWh（9月）			
②	県内消費喚起対策事業費（かながわ P a y）（再掲） 物価高騰が続く中、消費者の負担を軽減するとともに購買意欲を喚起し、県内事業者を支援するため、キャッシュレス決済時のポイント還元を追加で措置する。 ※令和4年度2月補正予算（その2）で計上した予算と合わせ、かながわ P a y 第3弾（今後開始予定）として、総額100億円規模で実施	52億円		
合 計		73億8,304万円		

問合せ先

(1) 生活者支援

- | | | | | |
|----------------------|----------|----|----|--------------|
| 【①】産業労働局中小企業部中小企業支援課 | 課長 | 和泉 | 電話 | 045-210-5550 |
| 【②】くらし安全防災局防災部 | 工業保安担当課長 | 内山 | 電話 | 045-210-3470 |
| 【③】教育局指導部保健体育課 | 課長 | 磯貝 | 電話 | 045-210-8300 |

(2) 事業者支援

ア 医療、福祉、学校に対する支援

- | | | | | |
|---------------------------|------------|----|----|--------------|
| 【①（薬局以外）】健康医療局保健医療部医療課 | 課長 | 市川 | 電話 | 045-210-4860 |
| 【①（薬局）】健康医療局生活衛生部薬務課 | 課長 | 諸角 | 電話 | 045-210-4960 |
| 【②高齢者施設等】 | | | | |
| 福祉子どもみらい局福祉部 | 介護サービス担当課長 | 諸星 | 電話 | 045-210-4801 |
| 【②障害福祉施設等】 | | | | |
| 福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 | 課長 | 高橋 | 電話 | 045-210-4702 |
| 【②児童養護施設等】 | | | | |
| 福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 | 課長 | 臼井 | 電話 | 045-210-4650 |
| 【②救護施設等】福祉子どもみらい局福祉部生活援護課 | 課長 | 大澤 | 電話 | 045-210-4900 |
| 【③】福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課 | 課長 | 山中 | 電話 | 045-210-3760 |

【④生活困窮者支援団体】

福祉子どもみらい局福祉部	生活困窮者対策担当課長	太田	電話	045-285-0864
--------------	-------------	----	----	--------------

【④困難を抱える女性を支援する団体】

福祉子どもみらい局共生推進本部室	人権男女共同参画担当課長	宮崎	電話	045-210-3630
------------------	--------------	----	----	--------------

【④ひきこもり等支援団体】

福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課	課長	長島	電話	045-210-3830
----------------------	----	----	----	--------------

【④高齢者団体等】福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課	課長	垣中	電話	045-210-4830
----------------------------	----	----	----	--------------

イ 生活衛生関係営業者に対する支援

【①、②】健康医療局生活衛生部生活衛生課	課長	土肥	電話	045-210-4930
----------------------	----	----	----	--------------

ウ 農林水産業者に対する支援

【①】環境農政局農水産部農業振興課	課長	井上	電話	045-210-4420
-------------------	----	----	----	--------------

【②、③】環境農政局農水産部畜産課	課長	小菅	電話	045-210-4500
-------------------	----	----	----	--------------

【④】環境農政局	緑政部長兼森林再生課長	宮本	電話	045-210-4330
----------	-------------	----	----	--------------

【⑤】環境農政局農水産部	水産振興担当課長	石黒	電話	045-210-4532
--------------	----------	----	----	--------------

エ 中小企業等に対する支援

【①】産業労働局中小企業部	事業者支援調整担当課長	岸川	電話	045-285-0648
---------------	-------------	----	----	--------------

【②】産業労働局中小企業部中小企業支援課	課長	和泉	電話	045-210-5550
----------------------	----	----	----	--------------

II 条例案等について

1 提出予定議案の内訳

区 分	提案件数
条 例 の 改 正	2 件
そ の 他	2 件
計	4 件
(参考)5月補正予算	1 件
合 計	5 件

2 条例案等の概要

【条例の改正】

○ 神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例

道路交通法の一部改正等により、原動機付自転車が一般原動機付自転車と特定小型原動機付自転車に区分されるほか、特定小型原動機付自転車運転者講習が加わることに伴い、講習手数料等について、所要の改正を行う。

[警察本部交通部交通総務課課長代理 電話 045-211-1212 内線5011]

○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

道路交通法の一部改正等に伴い、歩行者用青信号に従って道路を横断するものに関し、歩行者、自転車等に加え、特定小型原動機付自転車を規定するため、所要の改正を行う。

[警察本部交通部交通規制課課長代理 電話 045-211-1212 内線5161]

【その他】

○ 地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期計画の変更の認可について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、障害者総合支援法及び児童福祉法から引用する規定が改正されたため、法人の中期計画の変更を認可するため提案する。

[健康医療局県立病院課長 電話 045-210-5040]

○ 専決処分について承認を求めること（神奈川県県税条例の一部を改正する条例）

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、自動車税の種別割において講じている燃費性能等の優れた自動車の税率を軽減し、一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置について、その適用期限を延長するなど、所要の改正を行ったことについて承認を求める。

[総務局財政部税制企画課長 電話 045-210-2300]

問合せ先

I 補正予算案について

神奈川県総務局財政部財政課

課長 三澤 電話 045-210-2250

課長代理(予算調整担当) 市川 電話 045-210-2252

II 条例案等について

神奈川県政策局総務室

企画調整担当課長 小泉 電話 045-210-3012

企画調整第一グループ 吉田 電話 045-210-3022